## 令和7年度江東きっずクラブ児童指導補助員(会計年度任用職員)募集要項

令和7年11月10日 江東区教育委員会

江東区では、保護者が就労している世帯等の小学校 1 年生 $\sim$ 3 年生を対象とした学童クラブ機能をもつ江東きっずクラブ B 登録と、児童の放課後等の自主的な遊びの場・学びの場を提供する小学校 1 年生 $\sim$ 6 年生を対象とした江東きっずクラブ A 登録を実施しております。

今回、江東きっずクラブ B 登録で勤務をする児童指導補助員(会計年度任用職員)を次のとおり募集いたします。

1	募集人数	1名
2	勤務場所	きっずクラブ大島第二児童館(大島 4-5-1 大島第二児童館内)
3	職務内容	(1)江東きっずクラブの運営スタッフの一員として、常勤職員を補助し、日常業務に従事する。 (2)きっずクラブ在籍児童への対応のほか、おやつの準備・片付け、掃除等。 (3)きっずクラブに在籍する特別支援児童の個々の状況に応じた安全への配慮や遊びの支援、日常生活の介助。
4	求められる能力	(1) 児童の考えや行動を理解し、その健全な育成のために、正しい指導ができる方。 (2)体力があり、意欲をもって児童と接することができる。 (3)上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 (4)組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる。 ※資格、年齢は不問です。

5	任期	令和7年12月1日以降から令和8年3月31日まで ※原則として、採用後1か月間は、条件付採用期間となります。 ※令和8年4月1日以降、4回まで公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和8年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考のうえ、決定いたします。
6	勤務形態	<ul> <li>●勤務日 : 平日(月曜日~金曜日)5日間</li> <li>●勤務時間:13時00分~19時00分の間の4時間</li> <li>※ただし、学校休業日(春・夏・秋・冬季休業日及び都民の日・開校記念日等)は8時00分~19時00分の間の7時間</li> <li>※所定勤務時間を超える勤務:無し</li> </ul>
7	休暇	<ul><li>●年次有給休暇</li><li>※一会計年度内において、任用期間が6か月以上ある場合のみ。</li><li>●その他、夏季休暇(有給)・産前産後休暇(有給)・慶弔休暇(有給)等。※任用期間に応じて取得出来る休暇が異なります。</li></ul>
8	報酬	<ul> <li>●報酬:時給 1,341円(令和7年11月現在)</li> <li>※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合有。</li> <li>●通勤手当:上限55,000円/月</li> <li>※ただし月途中の任用の場合は、任用開始月の通勤費は支給されません。また、距離や経路によっては支給要件があります。</li> <li>●期末勤勉手当</li> <li>※基準日(6月1日、12月1日)前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。</li> </ul>
9	加入保険	健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険 ※加入要件(勤務日数等)に該当する場合のみ

	●提出書類:会計年度任用職員申込書(カラー写真貼付)
	●応募方法:上記申込書を郵送または持参
	●申込期限:募集人数に達するまで
10 応募方法	●郵送で申し込む場合:封筒の表に「江東きっずクラブ採用選考申込書在中」とご記入ください。
	●持参の場合:月曜日~金曜日の8時30分から17時まで受け付
	けいたします。
	●一次選考
	選考方法:書面審査(会計年度任用職員申込書にて実施)
	結果発表:合否に関わらず、書面審査から 1~2 週間後に電話も
	しくは文書にて通知
	●二次選考
11 選考方法	※一次選考の合格者を対象として実施。
	選考方法:面接審査
	※第一次選考の結果からおおよそ 1~2 週間以内、江東区役所庁
	舎の会議室を予定(詳細は第一次選考終了後通知)
	結果発表: 合否に関わらず、書面審査から 1~2 週間後に電話も
	しくは文書にて通知
	以下に該当する場合は応募できません。
	○地方公務員法第 16 条
	(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執
	行を受けることがなくなるまでの者。
	(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2
	年を経過しない者
12 注意事項	(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63
	条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
	(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に
	成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の
	団体を結成し、又はこれに加入した者
	○令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に
	関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実対象者
	因りの仏拝界4末界0頃に祝たりの付た性化非事夫刈冢有

13 申込場所・ 問い合わせ先 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

江東区教育委員会事務局

地域教育課放課後支援係(本庁舎 6 階 10 番窓口)

TEL 03 (3647) 9308 (直通)